

次期 5 ヶ年計画策定に向けた取組について

1 現在の状況について

現在進めている 5 ヶ年計画は、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 ヶ年となっており、継続して減災にかかる取組を推進していく必要があると考えていることから、次期 5 ヶ年計画（令和 4 年度から令和 8 年度）を策定したいと考えています。

2 策定内容

別紙のとおり、現在の 5 ヶ年計画では、河道掘削・立ち木伐採、水位計設置、水位周知河川指定、洪水浸水想定区域指定の計画を進めておりますが、現計画で抽出された河川以外に、新たに取り組む必要がある河川を抽出し、次期 5 ヶ年計画（案）を策定したいと考えています。なお、河道掘削・立ち木伐採の実施河川については、流域治水協議会での取組となりますので、今回の次期 5 ヶ年計画の中からは除外することとしています。

また併せて、減災に係る取組方針についても策定することとしており、資料 3 の「平成 29 年度～令和 2 年度までの取組状況（中間報告）」を踏まえ、継続して取り組む必要があるものや、現在の取組で目標が達成されたものなどを整理のうえ、新たに取り組む方針（案）を策定したいと考えています。

3 今後の進め方

以下のスケジュール及び作業内容で次期 5 ヶ年計画及び減災に係る取組方針（案）を作成し、令和 3 年度末に予定している大規模氾濫減災協議会において、取組を決定したいと考えています。

スケジュール	作業内容
令和 3 年 6 月～7 月	振興局土木部及び土木センターに次期 5 ヶ年計画（案）を提示
令和 3 年 8 月～9 月	各市町村へ次期 5 ヶ年計画（案）を提示
令和 3 年 10 月～11 月	次期 5 ヶ年計画（案）とりまとめ
令和 3 年 12 月～令和 4 年 1 月	減災に係る取組方針（案）作成
令和 4 年 2 月	幹事会開催
令和 4 年 3 月	協議会を開催し、取組を決定。

河道掘削・立ち木伐採の実施河川

市町村	河川名
宮古市	閉伊川、近内川、長沢川、刈屋川、津軽石川等
大船渡市	盛川、甫嶺川等
久慈市	久慈川、鳥谷川、長内川、夏井川、小屋畑川、戸呂町川、遠別川、大沢田川等
陸前高田市	気仙川、矢作川等
釜石市	甲子川、鶴住居川等
住田町	気仙川、大股川等
大槌町	大槌川、小槌川等
山田町	津軽石川、関口川等
岩泉町	小本川、大川、長内川、清水川、安家川等
田野畑村	普代川、明戸川、川平川、松前川等
普代村	茂市川等
野田村	明内川、泉沢川等
洋野町	有家川、高家川等

※ 河道の堆積状況等を踏まえて実施河川は適宜変更を行うもの。

水位周知河川指定5ヶ年計画

年次	指定河川	
H29	2 河川	小本川（岩泉町）、安家川（岩泉町）
H30	10 河川	稗貫川（花巻市）、松川（八幡平市）、胆沢川（奥州市）、 雫石川（雫石町）、馬淵川（葛巻町）、北上川（岩手町）、 和賀川（西和賀町）、閉伊川（宮古市）、普代川（普代村）、 宇部川（野田村、久慈市）
R1	2 河川	人首川（奥州市）、諸葛川（滝沢市、盛岡市）
R2	2 河川	千厩川（一関市）、大川（一関市）
R3	4 河川	小烏瀬川（遠野市）、 <u>小本川（岩泉町）</u> 、 <u>安家川（岩泉町）</u> 、 岩崎川（紫波町、矢巾町）、刈屋川（宮古市）、長沢川（宮古市）
合計	20 河川	

※ R3 に予定の小本川及び安家川は河川改修事業完了後に基準水位等の見直しを行うもの。

※ 年次計画は予算の状況等により変更があるもの。

水位計設置5ヶ年計画

年次	水位計設置河川	
H29	4 河川	小本川（岩泉町）、刈屋川（宮古市）、長沢川（宮古市）、浦浜川（大船渡市）
H30		
R1	3 河川	久慈川（久慈市）、葛根田川（雫石町）、大野川（洋野町）
R2	2 河川	普代川（田野畑村）、大川（岩泉町）
R3	2 河川	田代川（宮古市）、川尻川（洋野町）
合計	11 河川	

※ 年次計画は予算等の状況により変更があるもの。

洪水浸水想定区域指定5ヶ年計画

	指定河川	
H29	1 河川	夏川（一関市）
H30	14 河川	築川（盛岡市）、北上川（盛岡市、岩手町）、松川（盛岡市、八幡平市）、 猿ヶ石川（遠野市）、早瀬川（遠野市）、砂鉄川（一関市）、 曾慶川（一関市）、猿沢川（一関市）、衣川（一関市、平泉町）、 馬淵川（二戸市、一戸町、葛巻町）、安比川（二戸市、八幡平市）、 気仙川（陸前高田市、住田町）、大股川（住田町）、小本川（岩泉町）
R1	5 河川	雪谷川（軽米町）、瀬月内川（九戸村）、甲子川（釜石市）、 鵜住居川（釜石市）、盛川（大船渡市）
R2	12 河川	閉伊川（宮古市）、矢作川（陸前高田市）、津軽石川（宮古市、山田町）、 久慈川（久慈市）、夏井川（久慈市）、長内川（久慈市）、 大槌川（大槌町）、小槌川（大槌町）、関口川（山田町）、 雫石川（雫石町）、和賀川（西和賀町）、稗貫川（花巻市）
R3	12 河川	普代川（普代村）、宇部川（野田村、久慈市）、安家川（岩泉町）、 胆沢川（奥州市）、諸葛川（滝沢市、盛岡市）、 岩崎川（紫波町、矢巾町）、人首川（奥州市）、千厩川（一関市）、 大川（一関市）、小烏瀬川（遠野市）、刈屋川（宮古市）、 長沢川（宮古市）、 <u>小本川（岩泉町）</u>
合計	44 河川	

※ R3 予定の小本川は河川改修事業完了後に洪水浸水想定区域の見直しを行うもの。

※ 年次計画は予算の状況等により変更があるもの。

次期5ヶ年計画策定に併せ、取組方針の改定を行います。
こちらについても、別途照会させていただきます。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 三陸圏域の減災に係る取組方針



陸前高田市 水防訓練

平成29年12月26日

三陸圏域洪水減災対策協議会

宮古市・大船渡市・久慈市・陸前高田市・釜石市・住田町・大槌町・山田町・
岩泉町・田野畑村・普代村・野田村・洋野町・気象庁盛岡地方气象台・岩手県

1. はじめに

平成28年8月30日17時半頃に大船渡市付近に上陸（気象庁による昭和26年の統計開始以来、初めて東北地方太平洋側に上陸）した台風第10号に伴う大雨、洪水等により、本県沿岸北部を中心に甚大な被害をもたらしました。

台風第10号災害で得られた教訓、さらには近年多発する局地的大雨や集中豪雨等に対応するためには、河川に係るハード整備とソフト対策を一体的に進める必要があることから、平成29年5月24日に国、県、市町村により構成する三陸圏域洪水減災対策協議会を設立しました。

当該圏域の水防災に係る現状及び課題や、平成29年6月の水防法の一部改正に伴い国土交通省で取りまとめた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画に基づき、平成29年度からの5年間で各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「三陸圏域の減災に係る取組方針」としてとりまとめたところです。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行います。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりです。

構成機関	構成員
宮古市	市長
大船渡市	市長
久慈市	市長
陸前高田市	市長
釜石市	市長
住田町	町長
大槌町	町長
山田町	町長
岩泉町	町長
田野畑村	村長
普代村	村長
野田村	村長
洋野町	町長
気象庁 盛岡地方気象台	盛岡地方気象台長
岩手県 総務部	総務部長
岩手県 県土整備部	県土整備部長
岩手県 沿岸広域振興局土木部	部長
岩手県 沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	所長
岩手県 沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	所長
岩手県 沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター	副所長
岩手県 県北広域振興局土木部	部長

3. 現状の取組状況及び課題

三陸圏域における減災対策について、各構成機関において現状の取組や課題を確認した結果は、以下のとおりです。（別紙-1 参照）

【ハード対策】

□現状

- ・ 洪水対策として、堤防等の整備を実施している。
- ・ 堤防、ダム及びその他の河川管理施設が本来の機能を発揮できるような良好な状態を持続させるため、維持管理を実施している。
- ・ 既設ダムの機能を有効活用し、洪水時の防災操作を実施している。



水門点検活動状況



水門点検活動状況



立ち木伐採の状況



河道掘削の状況

■課題

- ・ 近年多発する局地的大雨や集中豪雨等の影響により、施設能力を上回る大規模水害が発生することが懸念される。

課題1

【ソフト対策】

① 安全な避難行動の現状と課題

□現状
<ul style="list-style-type: none">洪水浸水想定区域図や浸水実績図を作成し、ホームページ等で周知している。市町村では、洪水ハザードマップを作成し住民への配布やホームページ等で周知している。
<ul style="list-style-type: none">市町村では、消防団、自主防災組織、町内会や自治会と協力して避難誘導を行っている。避難行動要支援者の避難誘導が迅速に行われるように配慮している。
<ul style="list-style-type: none">県と市町村においてホットラインを構築し、河川の水位情報等を伝達している。台風接近時等においては、岩手県風水害対策支援チームから市町村に対して助言や情報提供を行っている。盛岡地方気象台と市町村においてホットラインを構築し、避難勧告等の発令に資する助言等を行っている。市町村では、避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に明記している。
<ul style="list-style-type: none">県では、「岩手県河川情報システム」により雨量や水位の情報を提供している。盛岡地方気象台では、気象警報等を発表し、ホームページ等で周知している。市町村では、住民に対して、防災行政無線、登録制メール、広報車、SNS 等により避難に係る情報等を伝達している。
<ul style="list-style-type: none">要配慮者利用施設に対して避難確保計画の策定を行うように指導を行っている。



岩手県風水害対策支援チームの活動状況

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> 大規模な洪水に対応した避難場所や避難経路の見直しが必要である。また、避難場所や避難経路について、住民への周知が十分でないおそれがある。 住民が的確かつ迅速に避難できるように誘導標識の整備が必要である。 	課題2
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災津波の地盤沈下や土地利用等を踏まえて、洪水浸水想定区域の見直しを図る必要がある。 水防法の改正を踏まえて、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定を進める必要がある。 	課題3
<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導にあたる消防団員等の確保が難しい。 	課題4
<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告の意味が住民に理解されていないおそれがある。 	課題5
<ul style="list-style-type: none"> 深夜や早朝における避難勧告発令のタイミングの見極めが難しい。 	課題6
<ul style="list-style-type: none"> 水位や雨量に係る情報の取得方法が十分に浸透していないおそれがある。 暴風時など騒音にかき消され防災行政無線や広報車の放送が届きにくく、住民に情報が伝わらないおそれがある 数値情報や文字情報では洪水の状況が住民に伝わらず避難行動につながらないおそれがある。 	課題7
<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設が円滑に避難確保計画を策定し、訓練実施ができるよう、行政の支援体制の確立が必要である。 	課題8

②地域防災力の維持・継続・強化に関する現状と課題

□現状

- ・ 盛岡地方気象台では、市町村等が主催する講演会や研修会等に講師を派遣し、気象防災等に係る講義を行っている。
- ・ 市町村では、町内会や自治会、自主防災組織を対象とした出前講座や水防訓練等を開催している。
- ・ 盛岡地方気象台では、小中高の児童・生徒や教職員に対し、気象災害や防災気象情報等に係る出前講座を行っている。
- ・ 市町村では、小中学校に対して水防災に係る出前講座を実施している。
- ・ 水防災に特化したものではないが小中学校教職員を対象とした防災教育実践発表会を開催し、各校の実践を共有している。
- ・ 総合防災訓練に併せて、防災教育や避難行動シミュレーションなどのワークショップを行っている。



自主防災組織等における説明会、研修会の実施状況



学校における総合学習の実施状況

■課題

- ・ 地震・津波に比べて、水防災に関する防災訓練の回数が少ないため、洪水や避難に関する住民意識が低い。
- ・ 小中学生に対して、水防災に係る重要性を教育する機会や、防災訓練を実施する機会が少ない。

課題9

課題10

③ 人命と財産を守る取組の現状と課題

□現状
・ 水防団員の確保に向けて広報活動を行っている。
・ 市町村では、町内会や自治会、自主防災組織を対象とした出前講座や水防訓練等を開催している（再掲）。
・ 水防団への河川の水位等に係る情報提供は、消防本部や災害本部から無線等により伝達している。
・ 河川の巡視は重要水防箇所を中心に実施している。
・ 水防倉庫に、土のう、スコップ、ビニールシートなどの水防資機材を保管している。
・ 庁舎が水害により被災した場合に災害対策本部を設置する代替施設を設定している。
・ 排水ポンプ等の操作は水防団等に委託している。



関係機関による水防訓練



防災エキスパートによる工法指導



排水活動



水防訓練

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化により水防団員の確保が難しい。 ・ 水防団員の減少や高齢化等により、地域の水害リスクの情報の共有や水防技術が伝承されないおそれがある。 ・ 水防団員に欠員が生じている地区もあり、水防活動に制約が発生している。 	課題 11
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団全員に必要な情報が伝達されないことがある。 	課題 12
<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間の巡視などは危険があるため、安全に水位を確認できる体制が必要である。 	課題 13
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模水害時には、水防資機材が不足するおそれがある。 また、資材の使用頻度が少ないため、経年劣化の懸念がある。 ・ 停電状態に陥った場合、発電機等の設置や給油が困難である。 	課題 14
<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎が被災した場合の代替施設において非常用電源等が整備されていない。 ・ 大規模水害時には排水施設等の機能の低下、停止の懸念がある。 	課題 15

4. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動を実施するため、各構成機関が連携して5年間で達成すべき目標は以下のとおりです。

【5年間で達成すべき目標】

水位周知河川の運用を軸とした防災体制の構築を進め、大規模洪水時における「逃げ遅れゼロ」の達成を目指す。

【目標達成に向けた取組】

◆ハード対策

- 洪水氾濫を未然に防ぐ対策
- 河川管理施設の治水機能を正常に保ち、有効に活用する取組
- 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

◆ソフト対策

- 安全な避難行動のための取組
- 地域防災力を維持・継続・強化するための取組
- 人命と財産を守るための取組

5. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりです。（別紙-2 参照）

なお、県管理河川の水防災意識社会再構築の取組については、国から防災・安全交付金等により支援を受けて進めます。

1) ハード対策の主な取組

平成28年8月の台風第10号からの被害等を踏まえて、小本川等の河川改修を進めます。

また、河道の適切な維持を図るため河道掘削や立ち木伐採を着実に進めます。

■洪水氾濫を未然に防ぐ対策

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
1-1 【23】	<小本川、安家川、刈屋川、長沢川、気仙川、甲子川、近内川等> ・ 堤防整備、河道掘削等	課題1	継続実施	岩手県
1-2 【23】	・ 河川の適切な維持管理（河道掘削、立ち木伐採） ※ 河道掘削・立ち木伐採の実施河川は別紙3のとおり	課題1	継続実施	岩手県

■河川管理施設の治水機能を正常に保ち、有効に活用する取組

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
2-1 【26】	・ ダムの適切な維持管理や効率的な操作、樋門・樋管のフラップ化等の無動力化	課題1	継続実施	岩手県

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
3-1 【5】 【12】	・ 雨量、水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備の強化（水位計・危機管理型水位計・水位監視カメラの増設等） ※ 水位計設置の5ヵ年計画は別紙5のとおり	課題7 課題13	継続実施	岩手県

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
3-2	・ 住民への情報伝達体制の充実 (防災行政無線戸別受信機、 防災ラジオの配布等)	課題 7	継続実施	市町村
3-3 【21】	・ 水防活動を支援するための水 防資機材等の配備・強化	課題 14	継続実施	市町村 岩手県
3-4 【20】	・ 浸水域における防災拠点施設 や排水施設の耐水性の確保・ 非常用電源の整備等	課題15	継続実施	市町村 岩手県



水位計設置状況



水位計設置状況



水位監視カメラの設置状況

岩手県 河川情報システム

所在地: 盛岡市東中野字柳下96

河川名	基準
盛岡川	盛岡橋
堤防高	
石巻色味水位	2.50(m)
遊野川水位	2.30(m)
石巻注意水位	2.20(m)
水防臨時水位	1.70(m)

現在の水位は、0.83 mです。

提供: 岩手県土木整備部河川課 〒020-8570 岩手県盛岡市丸10番1号 電話番号019-651-3111 (内線5903) お問い合わせ

水位監視カメラの画像配信イメージ

2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりです。

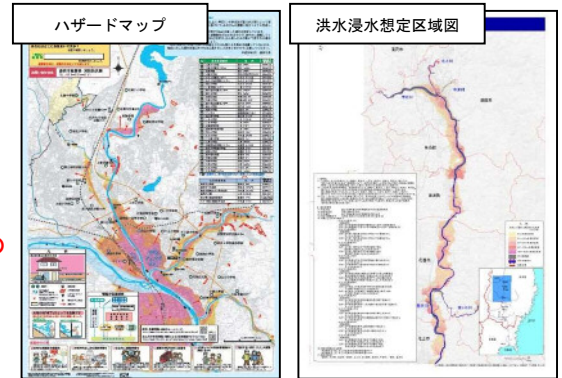
① 安全な避難行動のための取組

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
○ 水害リスクに関する情報提供等の充実				
4-1 【10】 【30】	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の降雨による水害リスクの公表（洪水浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域） ※ 洪水浸水想定区域の指定5ヵ年計画は別紙6のとおり 	課題3	平成29年度から5年間	岩手県
4-2 【9】 【10】	<ul style="list-style-type: none"> 水害リスクや避難に関する情報の住民周知（浸水実績図、ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等） 	課題3 課題7	継続実施	市町村 岩手県
4-3 【6】	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な洪水災害に対応した避難場所、避難経路の設定（広域避難を含む）や、避難誘導看板・洪水痕跡等の表示 	課題2	平成29年度から順次実施	市町村
4-4 【4】	<ul style="list-style-type: none"> 水位周知河川の指定拡大 ※ 水位周知河川の指定5ヵ年計画は別紙4のとおり 	課題7	平成29年度から5年間	岩手県
4-5 【3】	<ul style="list-style-type: none"> 水害対応タイムラインの作成 	課題6	平成29年度から順次実施	市町村 岩手県
○ 住民自らが避難行動を行うために必要な情報提供の充実				
4-6 【5】	<ul style="list-style-type: none"> 洪水に関する各種情報（水位情報、避難情報等）の発信、避難勧告に係る住民への理解促進 	課題5 課題7	継続実施	市町村 岩手県
4-7	<ul style="list-style-type: none"> 近年の局地化・集中化・激甚化する雨の降り方に対応した防災気象情報の提供 	課題7	継続実施	盛岡地方 気象台

○水害リスクに関する情報提供等の充実



ハザードマップや
洪水浸水想定区域図の
閲覧が可能



洪水浸水想定区域図やハザードマップを公表

○住民自らが避難行動を行うために必要な情報提供の充実

平成〇〇年10月4日16時10分 ××地方気象台発表

××県の注意警戒事項
××県では、暴風や高波に警戒してください。

△△市 【発表】 暴風、波浪警報 大雨、洪水、高潮注意報
【継続】 雷注意報

5日明け方までに大雨警報(土砂災害、浸水害)に切り替える可能性が高い。
5日明け方までに洪水警報に切り替える可能性が高い。
5日明け方までに高潮警報に切り替える可能性が高い。

△△市	今後の推移 (■警報級 ■注意報級)										備考・関連する現象
	発表中の警報・注意報等の種別		4日		5日		6日		7日		
大雨	11時以降大雨警報(河川)	10	10	30	30	70	70	50	30		浸水注意
洪水	(洪水害)										土砂災害注意
暴風	暴風(暴風)										注意
波浪	波浪(波浪)	4.0	6.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	6.0		以後も注意報級(高)
高潮	高潮(高潮)	0.7	0.7	1.5	2.0	2.5	3.0	2.0	1.5		ピークは今日の午後

■で着色した種別は、今後警報に切り替える可能性が高い注意報を表しています。
各要素の予測値は、確度が一定に達したものを表示しています。
警報は、警報級の現象が予想される時間帯の最大6時間前に発表します。

注意報級・警報級・特別警報級の現象が予想される期間を「危険度を色分けした時系列」で提供

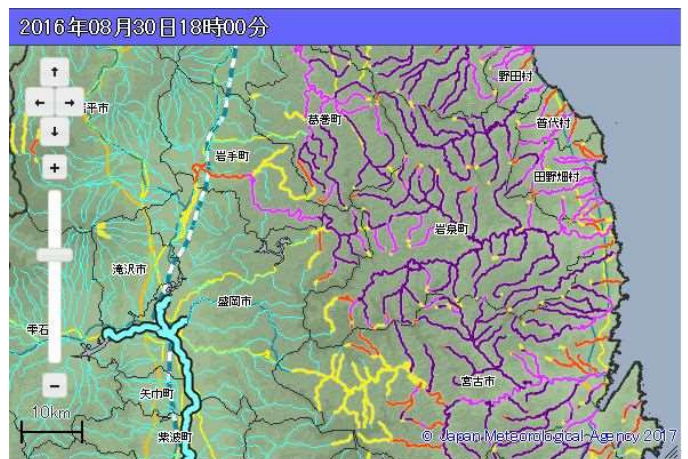
平成〇〇年10月4日17時00分 ××地方気象台発表

××県の警報級の可能性
南部では、5日までの期間内に、大雨、暴風、波浪警報を発表する可

××県南部	警報級の可能性								
	種別	4日		5日		6日	7日	8日	9日
		明け方まで		朝～夜遅く					
大雨		18-6		6-24					[中]
大雪									
暴風(暴風雲)		[高]		[高]					
波浪		[高]		[高]					

[高]: 警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。
[中]: [高]ほど可能性が高くないが、警報を発表するような現象発生の可能性がある状況。

台風等対応のタイムライン支援の観点から、
数日先までの警報級の現象になる可能性を提供



道路や河川、鉄道等の地理情報と重ね合わせた
洪水警報の危険度分布を提供

近年の雨の降り方に対応した防災気象情報の提供

② 地域防災力を維持・継続・強化するための取組

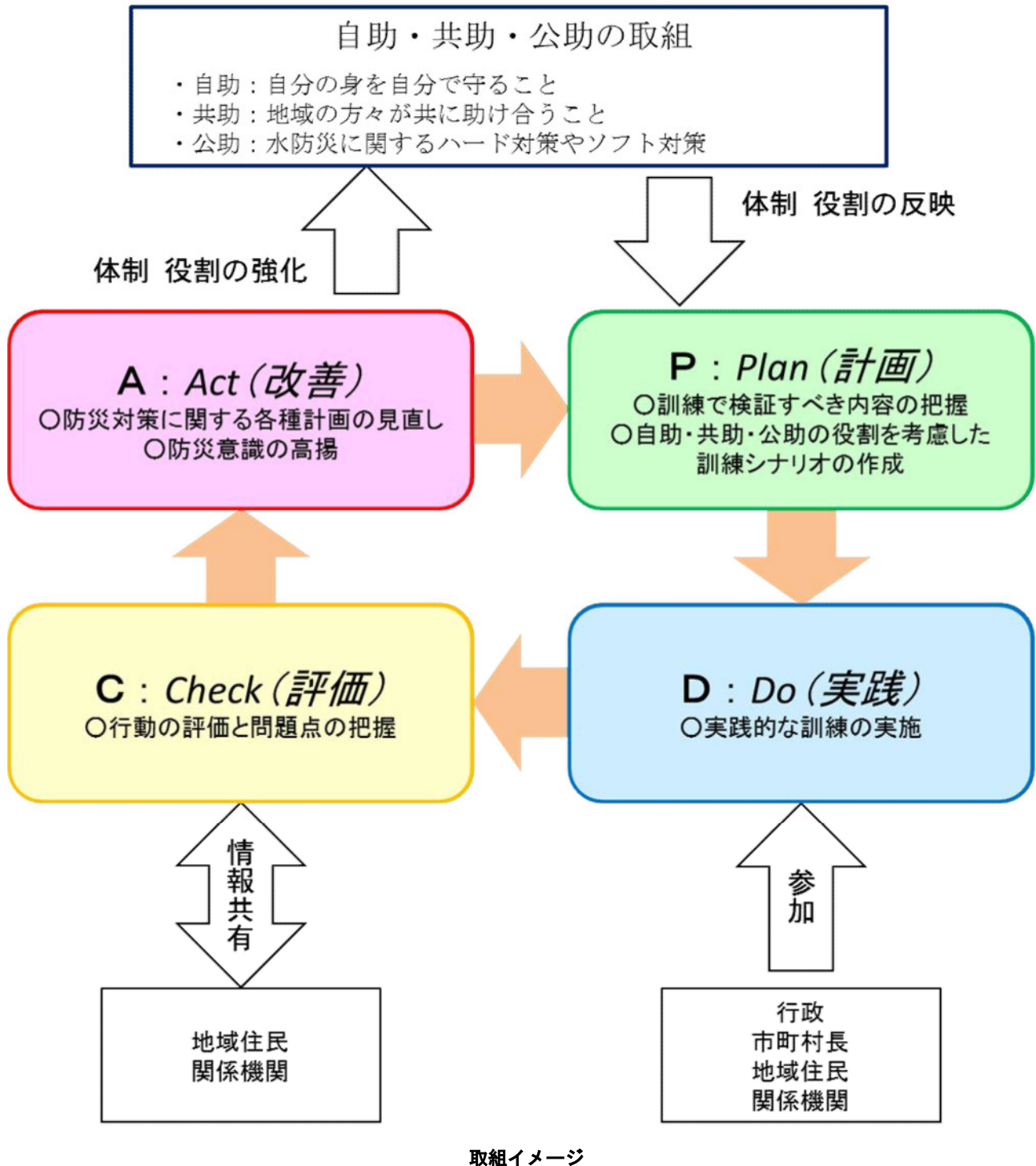
番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
○ PDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携				
5-1 【9】 【17】	・ 避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施	課題 5 課題 9	継続実施	市町村 岩手県
5-2 【7】	・ 要配慮者利用施設等の避難計画の作成及び訓練の実施・促進	課題 8	平成33年度	市町村 岩手県
5-3 【6】	・ 隣接市町村との情報共有・連携（広域避難体制等）	課題 2	継続実施	市町村
○ 住民自らが避難行動を行うために必要な情報提供の充実				
5-4 【17】	・ 自主防災組織や地域住民を対象とした、水害リスクや防災に関する知識の普及（説明会、出前講座の実施等）	課題 5 課題 9	継続実施	市町村 岩手県 盛岡地方 気象台
5-5 【11】	・ 教育関係者と連携した、児童・生徒等を対象とした防災に関する知識取得の強化（出前授業の実施、指導計画の共有等）	課題 10	継続実施	市町村 岩手県 盛岡地方 気象台



児童・生徒等対象とした防災に関する知識取得の強化普及（出前授業）

OPDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携

防災・減災に向けた、サイクル型の実働訓練
～実践・評価・改善～



- 適切な「避難行動」のための仕組みづくり
 - ✓ 住民の意識啓発や積極的な関わりを推進する
 - ✓ 自助・共助・公助の役割をしっかり確認する

③ 人命と財産を守るための取組

番号	主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
6-1 【15】	<ul style="list-style-type: none"> 水防団や地域住民への、洪水に対するリスクが高い箇所の実確な伝達（重要水防箇所合同巡視、点検） 	課題 7 課題 12	継続実施	市町村 岩手県
6-2 【16】	<ul style="list-style-type: none"> 水防体制の確保、強化を図る継続的な取組と新たな手法の導入（水防団等の募集・指定の促進、地域の事業者による水防実施体制の検討・構築等） 	課題 4 課題 11	継続実施	市町村
6-3 【18】 【19】	<ul style="list-style-type: none"> よりの確な人命と財産を守るための情報の積極的な提供（水防団等及び水防団等同士の連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報共有・伝達体制・伝達方法、排水機場・樋門・水門等の情報共有等） 	課題 12	継続実施	市町村
6-4 【17】	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携した一体的な実働訓練の実施（水防訓練、操作訓練、排水訓練） 	課題 9	継続実施	市町村 岩手県
6-5 【15】	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が有する水防資機材の情報共有 	課題 14	継続実施	市町村 岩手県



水防訓練



水防訓練

6. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、地域防災計画、河川整備計画等に反映し、組織的、計画的、継続的に実施します。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに必要に応じて、取組方針を見直します。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的にフォローアップします。

○ 本協議会で取り組む「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画に係る 主な取組

番号	キーワード	協議会での実施内容
【2】	ホットライン	・ホットライン構築済み
【3】	タイムライン	・水害対応タイムラインの作成
【4】	水位周知河川	・水位周知河川の指定拡大
【6】	広域避難体制	・隣接市町村等における避難場所や洪水時の連絡体制等について確認
【7】	要配慮者利用施設	・要配慮者利用施設避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援
【8】	洪水浸水想定区域図	・想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定拡大
【9】	水害ハザードマップ	・水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用
【10】	浸水実績	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等に周知
【11】	防災教育	・指導計画の共有
【12】	危機管理型水位計、河川監視用カメラ	・危機管理型水位計を配置 ・河川監視用カメラを配置
【15】	重要水防箇所、水防資機材	・関係機関による確認
【16】	水防に関する広報	・水防団等の募集・指定の促進、地域の事業者による水防実施体制の検討・構築等
【17】	水防訓練	・実践的な訓練の検討・実施
【20】	市町村庁舎等の機能確保	・浸水域における防災拠点施設や排水施設の耐水性の確保・非常用電源の整備等
【23】	洪水を未然に防ぐ対策	・河川堤防の整備や河道掘削、立ち木伐採を推進

①安全な避難行動のための取組

項目	気象台	岩手県	宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	野田村	洋野町	課題
避難場所・避難経路	-	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域図を作成するなど、市町村が作成するハザードマップの作成支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古市総合防災ハザードマップや川井地区土砂災害ハザードマップを、それぞれ各地区の全戸に配布し、市のホームページにも掲載している。 ・また、平成28年台風第10号による被害を踏まえ、平成29年度にハザードマップを刷新し、全戸配布を行う予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所を指定し、広報、ホームページ等により周知を図っている。 ・今後、洪水ハザードマップを作成し、住民への周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページにも掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページにも掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水、土砂災害ハザードマップを対象地域ごとの全世帯に配布し、市のホームページにも掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップを全世帯に配付し、町のホームページにも掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大槌町防災マップを全戸配布し、町ホームページにも掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各河川の浸水想定区域図を作成している。 ・土砂災害警戒区域指定概要図を作成し、ホームページに掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水、土砂災害に係る防災マップを全世帯に配布し、町ホームページにも掲載している。 ・台風第10号災害を踏まえ、今後、見直しを予定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波ハザードマップ、防災ガイドブック、避難場所の一覧表を全世帯に配布するとともに、村のホームページにも掲載し周知と日頃からの備えを啓発している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップを全戸配布し、周知を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波・土砂災害（浸水含む）マップを全世帯に配布し、村のホームページにも掲載している。 ・住民が的確かつ迅速に避難できるように誘導標識の整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害も含めたハザードマップの作成を予定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【課題2】 ・大規模な洪水に対応した避難場所や避難経路の見直しが必要である。また、避難場所や避難経路について、住民への周知が十分でないおそれがある。 ・住民が的確かつ迅速に避難できるように誘導標識の整備が必要である。 【課題3】 ・東日本大震災津波の地盤沈下や土地利用等を踏まえて、洪水浸水想定区域の見直しを図る必要がある。 ・水防法の改正を踏まえて、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定を進める必要がある。
避難誘導体制	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団、自主防災組織・自治会等が協力して、地域の避難誘導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令時は、消防団が自主防災組織等と協力して、各世帯等に避難等呼びかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団や自主防災組織と協力して避難誘導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団が各分団区域の避難誘導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団、自主防災組織、福祉関係者等が協力して、避難行動要支援者の避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団、自主防災組織、福祉関係者等が協力して、避難行動要支援者の避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団、交通誘導隊、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所へ誘導しており、避難行動要支援者の避難を優先している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団が自主防災組織・自治会等と協力して、各分団管轄区域の避難誘導を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団による誘導など各々の避難行動に任せている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団が自主防災組織・自治会等と協力して、各分団管轄区域の避難誘導を行っている。 ・消防団、自主防災組織、自治会等が協力して、避難行動要支援者の避難誘導が行われるよう個別支援計画を作成しているところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村職員、消防団、自主防災組織等と連携し、避難誘導にあたっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団が各分団区域の誘導を行っている。 ・消防団、自主防災組織、民生委員などと連携し、要配慮者の避難誘導等支援する体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難は出来るだけ事業所、学校又は自主防災組織を中心とした一定の地域、事業所単位ごと、地域の特性や災害の状況に応じ、安全かつ適切な避難方法により行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【課題2】 ・住民が的確かつ迅速に避難できるように誘導標識の整備が必要である。 【課題4】 ・避難誘導にあたる消防団員の確保が難しい。
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の避難勧告等の発令に資するため、各市町村とホットラインを構築して助言等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川において県と市町村でホットラインを構築しており、水位が避難判断水位を超過するおそれがある場合に、河川管理者から市町村に電話連絡している。 ・岩手県風水害対策支援チームを設置し、市町村の避難勧告等発令を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年台風第10号による被害を踏まえ、避難勧告等の発令基準及び災害時行動計画を策定し、平成29年8月から試行中である。 ・広報紙に「避難準備・高齢者等避難開始」「避難指示（緊急）」の用語の意味や洪水、土砂災害の際にとるべき行動を掲載するなど啓発を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川における定点監視や降雨量、土砂災害警戒情報の発表などにより、避難勧告等を発令するほか、台風などの接近に伴い、早めの避難準備・高齢者等避難開始の発令を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 ・また、避難勧告等の基準については、台風第10号災害の教訓を踏まえ一部改訂している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 ・また、避難勧告等の基準は、台風第10号災害の教訓も踏まえ一部改訂している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【課題5】 ・避難勧告の意味が住民に理解されていないおそれがある。 【課題6】 ・深夜や早朝における避難勧告発令のタイミングの見極めが難しい。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①安全な避難行動のための取組

項目	気象台	岩手県	宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	野田村	洋野町	課題	
住民等への情報伝達の体制や方法	・現象ごとに警戒期間や注意期間等を付加した気象警報等を発表し、ホームページ等で周知している。	・「岩手県河川情報システム」により雨量や水位の情報を提供している。 ・岩手県地域防災サポーターを派遣し、住民の防災意識向上に向けた取組を行っている。 ・県の広報誌等による災害時にとるべき避難行動の周知を行っている。	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線(電話確認可能) ・緊急速報メール ・防災ラジオ ・コミュニティーFM ・SNS ・ホームページ ・SNS(Twitter, Facebook) ・SNS(Twitter, 地域のきずなサービ ス(独自SNS)) ・コミュニティーFM	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線(屋外拡声子局及び戸別受信機) ・緊急速報メール ・SNS(Twitter, Facebook) ・ホームページ ・広報車 ・Lアラート 等により情報伝達を行っている。	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・緊急速報メール ・登録メール ・SNS(Facebook, Twitter) ・ホームページ ・広報車 ・電話応答サービス 等により情報伝達を行っている。	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・緊急速報メール ・登録メール ・SNS(Facebook, Twitter) ・ホームページ ・電話応答サービス 等により情報伝達を行っている。 ・また、市内の3河川に監視カメラ、市内2か所に雨量計を設置し、情報収集に活用している。	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・緊急速報メール ・登録メール ・SNS(Facebook, Twitter) ・ホームページ ・電話応答サービス 等により情報伝達を行っている。	下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・IP告知端末 ・CATV(河川監視カメラライブ映像) ・消防団 ・ホームページ(SNS)	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・ラジオ付き防災行政無線戸別受信機 ・いわてモバイルメール ・緊急速報メール(エリアメール) ・ホームページ ・エリアワンセグ(一部地域のみ)	下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車(建設課道路パトロールカー、消防署、消防団) ・緊急速報メール(エリアメール) ・サイレン ・Lアラート ・ソーシャルメディア	下記手段で情報伝達を行っている。 ・消防団広報車両 ・消防団戸別訪問 ・IP告知端末 ・緊急速報メール(エリアメール) ・登録制地域メール ・防災行政無線 ・町の情報収集用として独自雨量計を12箇所に設置している。	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・緊急速報メール等	下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール ・防災行政無線 ・宅内音声端末	下記手段で情報伝達を行っている。 ・防災行政無線 ・IP告知端末(のんちゃんネット) ・登録制メール ・緊急速報メール(エリアメール) ・デジタルサイネージ ・ホームページ	下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール ・防災行政無線 ・Lアラート	下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール ・登録制メール ・防災行政無線 ・Lアラート	【課題7】 ・水位や雨量に係る情報の取得方法が十分に浸透していないおそれがある。 ・暴風時など騒音にかき消され防災無線や広報車の放送が届かなく、住民に情報が届かないおそれがある。 ・数値情報や文字情報では洪水の状況が住民に伝わらず避難行動につながらない恐れがある。
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	-	・平成29年度に内閣府等取りまとめた「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)」等を活用し、県関係部局が連携しながら、避難計画の作成を促進する。	・浸水想定区域内の施設に避難確保計画の策定等を行うよう通知したほか、策定のための技術的支援を行っており、これまでに5施設から計画が提出されている。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設に、計画作成に向けて情報提供及び指導を行っている。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設に、計画作成に向けて周知を図っている。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設への支援体制について整理しているところである。	・対象施設を確認の上、今年度内に地域防災計画の見直しを検討している。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設への支援体制について整理しているところである。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設のうち、非常災害対策計画を作成済みの施設においては避難確保計画に適合するよう指導等を行っていく。また、計画未策定の施設においては、計画策定にむけて行政として支援を行っていく。	・避難確保計画の策定状況について、確認しているところである。	・町内全ての要配慮者利用施設に対して制度の説明を実施済み。地域防災計画への指定は平成30年3月となるが、指定予定の施設については、平成29年度中の避難確保計画策定に向けて取り進めている。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設が無い状況であるが、毎年各施設で避難訓練を実施している。	・対象施設を確認中であるが、施設ごとの訓練のほか、村の防災訓練にも参加している。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設への支援体制について整理しているところである。	・避難確保計画の策定が義務付けられた施設への支援体制について整理しているところである。	【課題8】 ・要配慮者利用施設が円滑に避難確保計画を策定できるよう、行政の支援体制の確立が必要である。	
浸水実績等の周知	-	・平成28年の台風第10号の浸水実績についてホームページで公表している。	・今年度に刷新するハザードマップでは、平成28年の台風第10号の浸水範囲を併せて表記する予定である。	・水位周知河川の基準水位の見直しと思われる地域において、住民説明会を開催し周知を図っている。	・平成23年に作成した洪水ハザードマップにて近年の浸水箇所を掲載し、周知している。	・ハザードマップ作成に際し、住民と意見交換会を行い、聞き取った浸水実績を表示している。	・洪水土砂災害のハザードマップに住民のワークショップでの聞き取りによる浸水実績を表示している。	浸水想定区域は全戸に配布した防災マップに記載しているが、浸水実績については調査等行っていない。	・当町では、今年度(平成29年8月)、「大槌町防災マップ」を作成し、全戸に配布を行い、住民に対して周知を行っているが、近年の豪雨による浸水箇所については掲載されていない。	・平成22年3月に浸水想定区域図を作成・配布し、住民に周知を行っている。	・台風第10号災害を踏まえて、今後、防災マップの見直しを予定している。見直し前は、県公表内容を町ホームページにおいても掲載する。	・浸水実績等の調査を行い、周知を図っていく予定である。	・「防災マップ」を全戸配布しているが、豪雨災害等の浸水箇所については掲載していない。普代川が水位周知河川になる予定であり、掲載を検討したい。	・浸水実績等の調査を行い、広報誌等により周知している。	・浸水実績等の調査を行っている。	【課題2】 ・大規模な洪水に対応した避難場所や避難経路の見直しが必要である。また、避難場所や避難経路について、住民への周知が十分でないおそれがある。	

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

②地域防災力を維持・継続・強化するための取組

項目	気象台	岩手県	宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	野田村	洋野町	課題
住民に対しての水防防災意識の強化に向けた取組		・水位周知河川や洪水浸水想定区域の制度の周知や、いわてモバイルメールの登録促進を図るため、PRTチャンネルを作成し、各種会議等で配布している。	・毎年8月に実施する総合防災訓練では、防災関係機関や自主防災組織の参加のもと、水防訓練を実施し、住民の水防意識の高揚を図っている。 ・町内会等が実施する防災訓練において水害への対応を行っている。 ・一町内会一防災士を目標に防災士の養成を実施した結果、300人を超える防災士が各地域に点在しており、それぞれの防災士が地域防災のリーダーとして住民の意識啓発、防災行動力の強化に取り組んでいる。	・水位周知河川の危険箇所地域において、避難勧告等の発令や避難所の解説などについて説明会を開催している。	・ハザードマップの全世帯配布している。 ・町内会や自主防災組織に対し、防災講話講師派遣を行っている。	・出前講座や自主防災組織リーダー研修会を実施している。	・出水期前に複数の地域で洪水、土砂災害避難訓練を実施している。 ・出前講座等を使い、自主防災組織等に防災講座等を行っている。 ・地域住民等を対象に防災士養成講座を開催している。	・危険区域や浸水想定区域を記した防災マップを全戸配布している。 ・ホームページでハザードマップを公開している。 ・隔年で実施している町の総合防災訓練で、ハザードマップを活用した避難訓練を実施している。	・広報紙に水防に関する啓蒙記事を掲載している。	・町主催の総合防災訓練に水防に関する内容も盛り込んで実施している。 ・団体等からの要請に応じて防災出前講座を実施している。	・年1回の広報いわいずみ防災特集における意識高揚を図っている。 ・出前講座として、町職員の防災士研修及び盛岡気象台の講座をメニュー化している。 ・町総合防災訓練+地区自主防災協議会独自訓練の実施を行っている。	・水防防災を含め自主防災体制の強化を図り、自助・共助で地域を守るよう意識啓発に努めている。 ・自主防災組織の結成促進を働きかけている。	・防災講演会の開催や広報紙に水防の啓蒙記事を掲載している。	・村主催の防災訓練において地震津波避難訓練を実施し、津波災害時等の避難場所の確認や防災意識の高揚を図っている。 ・今後は、近年の多種多様な災害に合わせた訓練も実施していきたい。	・今後、広報紙に水防意識強化に係る記事の掲載を検討したい。 ・地震・津波に比べて、水防に関する防災訓練の回数少ないため、洪水や避難に関する住民意識が低い。	【課題9】 ・地震・津波に比べて、水防に関する防災訓練の回数少ないため、洪水や避難に関する住民意識が低い。
水防訓練の充実	-	・水防演習を実施。(葛巻町は単独、八幡平市・岩手町は盛岡広域で合同開催)	・毎年8月に実施する総合防災訓練では、防災関係機関や自主防災組織の参加のもと、水防訓練を実施している。	・毎年、地震・津波を想定した防災訓練を実施しているが、水防訓練は実施していない。	・水防団について、年1回、久慈広域で訓練を行っている。	・年1回、水防演習を実施している。	・水門点検や、町内会単位で洪水土砂災害防災訓練を実施している。	・2年前の町総合防災訓練でメインとなった訓練がメインになっていて、大雨による水害を想定した訓練が実施出来ていないため、今後は訓練を実施していく。	・津波災害を想定した訓練がメインになっていて、大雨による水害を想定した訓練が実施出来ていないため、今後は訓練を実施していく。	・3年に1回、川が氾濫したことを想定した訓練を実施している。	・総合防災訓練を実施している。	・通常の訓練の中で水害に対応した訓練を実施している。	・これまで、水害を対象とした訓練は実施していない	・大雨による浸水、洪水を想定した訓練は実施していない状況である。	・久慈広域消防本部主催の水防訓練に毎年数十人程度の団員を参加させている。	【課題9】 ・地震・津波に比べて、水防に関する防災訓練の回数少ないため、洪水や避難に関する住民意識が低い。 【課題11】 ・水防団員の減少や高齢化等により、地域の水害リスクの情報共有や水防技術が伝承されないおそれがある。
学校教育現場に対しての水防防災意識の強化に向けた取組		・岩手県教育委員会の学校防災アドバイザー派遣事業に参画し、小・中・高の児童・生徒や教職員に対し気象災害や防災気象情報等に関する出前講座を行っている。	・各小中学校では、避難訓練を年に1回以上実施している。 ・水害に係る出前講座を実施している。	・小中学校から防災学習会の依頼があった際、地震、津波と併せて、近年、頻発している水害や土砂災害についても説明するようにしている。	・学校からの依頼により水害についての出前講座を行っている。	・児童・生徒に対して、出前講座を実施している。 ・水防に特化したものではないが小中学校教職員を対象とした防災教育実践発表会を開催し、各校の実践を共有している。	・出前講座等での防災講話で洪水、土砂災害にもふれ、市内の危険箇所やいままでの水害等を例に挙げ、防災意識の強化に取り組んでいる。	・1校で災害を想定し、保護者への児童の引き継ぎ訓練を実施した。	・小、中、高等学校を対象に出前講座を実施し、防災教育の推進に取り組んでいる。	・消防署が出向く防火査察や避難訓練時に水防についても、その重要性について説明している。 ・町内各小中学校の安全担当者研修会を行い意識の向上を図っている。	・総合学習の時間を活用して、地区防災マップを作成し、危険箇所の確認、避難路及び避難場所の確認を行っている。	・総合防災訓練に併せて、防災教育や避難行動シミュレーションなどのワークショップを開催している。	・村の防災訓練に毎年度参加している。今後水防に備える訓練実施も検討している。	・今後は、村主催の防災訓練に村内の小・中学校を参加させるなど、生徒の防災意識の高揚を図ってきたい。	・今後、河川課等の協力を得ながら水防意識の強化に向けた取り組みを検討したい。	【課題10】 ・小中学生に対して、水防に備える重要性を教育する機会や、防災訓練を実施する機会が少ない。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

項目	気象台	岩手県	宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	野田村	洋野町	課題
水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	-	-	・従業員を水防団に入団させた事業所を認証し顕彰する「水防団協力事業所表示制度」を実施している。 ・ホームページに常時募集記事を掲載しているほか、広報誌に団員募集を掲載し団員確保に努めている。	・毎年、水防団ばかりを作成し、市内全世帯への配布、ホームページへの掲載など広報活動を行うとともに、消防フェアなどのイベントを開催し団員募集に努めている。	・団員募集について、広報誌への掲載やポスター掲示を行っている。	・本市水防団は消防団と兼務しており、消防団員の募集を随時行っている。	・現状では特になし。	・本町は消防団が水防団を兼ねていることから、消防団員の確保に努めている。	・消防団と兼務のため企業及び個人に協力を依頼している。また、ポスターを掲示するなどし、消防団への加入募集に努めている。	・役場職員を水防団員（消防団員）とする等、確保に努めている。	・水防団員自らや消防署員を中心に広報活動を行っている。また、「消防団協力事業所表示制度」の実施を行っている。	・消防団が水防団を兼ねており、団員確保に努めている。	・本町は、消防団員が水防団員を兼ねていることから、消防団員確保に努めている。人数については、ここ数年は現状維持の状態である。	・本町は消防団員が水防団員を兼ねていることから、消防団員確保に努めている。	・本町は消防団員が水防団員を兼ねていることから、消防団員確保に努めている。	【課題11】 ・高齢化により水防団員の確保が難しい。 ・消防団員に欠員が生じている地区もあり、水防活動に制約が発生している。
水防団への河川水位等に関する情報提供	・各市町村防災部局や消防団等に対し、防災気象情報の伝達に係る補助的な経路として、迅速に当該情報が入手できるように防災情報提供システムのユーザーIDを付与している。	・水位周知河川において河川の水位が基準水位に到達した場合に、FAX等により市町村やマスコミ等に水位到達情報の通知している。	・水位周知河川の水位は、消防本部が基準水位に到達したときに、消防本部が把握し、各分署・分団に消防無線で伝達している。	・災害警戒本部から消防署を通じて、消防団へ情報伝達を行っている。（電話、消防無線等）	・災害対策本部（災害警戒本部）から消防団へ連絡を行っている。	・水防団と消防本部で相互に連絡を取り、情報共有を図っている。	・消防団へは消防本部通信指令センターから消防無線及び電話等での連絡になっている。	・災害対策本部から関係機関、消防団へ情報伝達を行っている	・消防課より、消防団に移動系無線を用いて連絡を行う。	・災害警戒本部から直接防災メールを利用し、消防団幹部へ連絡している。	・次の方法による配信元：消防署（常備消防） 配信方法：固定電話＋携帯電話＋登録制メール 防災行政無線（移動系） 配信元：総務課 配信方法：登録制防災メール	・災害対策本部から消防署を経由し消防団へ水位周知等を行っている。	・災害対策本部から関係機関、消防団への情報伝達を行う。	・災害対策本部から消防署を経由し消防団へ水位周知等を行っている。	・消防団（水防団）からの警報パトロールなどで得た水位情報を災害対策本部に提供してもらっている。	【課題12】 ・水防団員に必要な情報が伝達されないことがある。
水防訓練の充実（再掲）	-	・水防演習を実施。（葛巻町は単独、八幡平市・岩手町は盛岡広域で合同開催）	・毎年8月に実施する総合防災訓練では、防災関係機関や自主防災組織の参加のもと、水防訓練を実施している。	・毎年、地震・津波を想定した防災訓練を実施しているが、水防訓練は実施していない。	・水防団について、年1回、久慈広域で訓練を行っている。	・年1回、水防演習を実施している。	・水門点検や、町内会単位で洪水土砂災害防災訓練を実施している。	・2年前の町総合防災訓練でメインとなった水害を想定した訓練を実施。今後も機会をとらえながら実施していく。	・津波災害を想定した訓練がメインとなっていて、大雨による水害を想定した訓練が実施されていないため、今後は訓練を実施していくよう検討していく。	・3年に1回、川が氾濫したことを想定した訓練を実施している	・総合防災訓練を実施している。	・通常の訓練の中で水害に対応した訓練を実施している。	・これまで、水害を対象とした訓練は実施していない状況である。	・大雨による浸水、岩手県河川情報システムや消防団の団員を参加させている。	・久慈広域消防本部主催の水防訓練に毎年数十人程度の団員を参加させている。	【課題9】 ・地震・津波に比べて、水防訓練に関する防災訓練の回数少ないため、洪水や避難に関する住民意識が低い。 【課題11】 ・水防団員の減少や高齢化等により、地域の水害リスクの情報共有や水防技術が伝承されないおそれがある。
河川の巡視区間	-	・重要水防箇所を中心に巡視を行っている。	・重要水防箇所を中心に巡視を行っている。 ・水位上昇時には、建設課、消防署、消防団が連携し、重要水防箇所・土砂災害警戒区域などの確認を行っている。	・消防署、消防団等が警戒巡視を行っている。 ・岩手県河川情報システムにより水位の監視を行っている。	・出水時に河川を巡回している。（消防団で担当区間を設定している）	・重要水防箇所を中心に巡視を行っている。	・消防署、消防団等が警戒巡視を行っている。 ・岩手県河川情報システムにより水位を監視している。	・消防団が管轄する河川を巡視している。	・水防担当区域を担当する分団において、必要な人員と消防車両を動かせ警戒にあたる。	・災害警戒本部と消防団が河川巡視パトロールを行っている。	・消防団が水門の操作や河川の巡視を行っている	・消防分署、消防団で河川の巡視を行っている。	・河川の増水時には、村職員、消防署、消防団で確認を行っている。	・河川増水時には、岩手県河川情報システムや消防団の巡視により水位を確認している。	・消防団（水防団）受持ち区間について巡視している。	【課題13】 ・夜間の巡視などは危険があるため、安全に水位を確認できる体制が必要である。
水防資機材の整備状況	-	・水防倉庫にスコップ、のこぎり、かま、土のう、丸太、木杭、ビニールシート、ロープなどの水防資機材を備蓄している。	・水防倉庫にスコップ、ツルハシ、おのこぎり、かま、掛矢、輪車、なた、ハンマー、杭木、組、ビニールシート、葎、竹、鉄線、土のうなどの水防資機材を備蓄している。	・排水ポンプ、発電機、土のう、シート、スコップ等を備蓄している。	・土のう、シート、木杭、スコップ等の水防資機材を市内2カ所に備蓄している。	・水防倉庫に、スコップ、掛矢、とびろ、万年土のう、ロープ、ソフトロープ、シートなどの水防資機材を備蓄している。	・消防庁舎に完成している土のうが約400個あり、土のう袋は約4000枚近く保有している。	・必要な水防資機材を備蓄している。	・町の水防倉庫が東日本大震災津波で流されて以降未整備となっている。 ・分団単位で水防用砂等を備蓄している。	・水防倉庫にスコップ、発電機、ビニールシート、チェーンソー、土嚢袋などの水防資機材を備蓄している。	・水防倉庫に水防資機材を備蓄している。	・土のう、シート、木杭、スコップ等の水防資機材を備蓄倉庫や屯所に整備している。	・台風第10号災害の教訓を生かし、水防資機材の整備（土のう等）を図っている。	・水防倉庫に土のう、スコップなどの水防資機材を備蓄している。	・各消防団屯所に土のう、スコップ、発電機、投光器等の水防資機材を備蓄している。	【課題14】 ・大規模水害時には、水防資機材が不足するおそれがあり、また、資材の使用頻度が少ないため、経年劣化の懸念がある。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

項目	気象台	岩手県	宮古市	大船渡市	久慈市	陸前高田市	釜石市	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	野田村	洋野町	課題
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	-	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県災害時業務継続計画(本庁舎版)において、県庁舎の使用が不可能となった場合の災害対策本部機能を「盛岡地区合同庁舎」、「エスポワールいわて」、「アイーナ」のいずれかに設置することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波・洪水が発生しても業務が継続できるように設計した新庁舎を建設しており、30年7月に竣工予定である。 災害拠点病院の県立宮古病院は、浸水等の危険のない位置に立地している。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎及び県立大船渡病院は、いずれも高台に位置しており、水害の影響はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部を市役所に設置するが、市役所が使用不可能な場合は、久慈市防災センターに設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎が被災した場合の代替施設等に係る計画を策定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画において、市庁舎が災害により業務の実施が困難となった場合もしくは、被災が予測される場合の代替施設は釜石消防署庁舎としている。 地域防災計画において、災害拠点病院が被災地内にある場合など傷病者の受け入れが困難な場合には、ほかの地域災害拠点病院へ広域搬送を行うなど状況に応じた対応ができるよう、災害拠点病院間で連携を図るものとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎が使用できない場合は、保健福祉センター、農林会館を使用することを地域防災計画で規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎が被災した場合は、代替施設の中央公民館を災害対策本部とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 役場庁舎は東日本大震災時に津波で一部浸水したものが、規模は維持されている。 防災拠点(県立山田病院)は、高台へ移転している。 	<ul style="list-style-type: none"> 役場庁舎(災害対策本部を設置する庁舎)及び災害拠点病院の済生会岩泉病院は、浸水等の危険は無い位置にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎が被災した場合は、代替施設の中央防災センター、アズヒオ葉巻センターを災害対策本部とするよう定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎が被災した場合は代替施設を設定しているが、近年の災害状況を踏まえ見直し予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎が被災した場合は順位を決め代替施設を設定している。 重要設備の耐水性は概ね確保できている状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎が被災した場合は津野消防署を災对本部の代替施設として設定している。 重要設備の耐水性は概ね確保できている状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎が被災した場合の代替施設において非常用電源等が整備されていない。 大規模水害時には排水施設等の機能の低下、停止する懸念がある。
排水施設、排水資機材の操作・運用	-	<ul style="list-style-type: none"> 水門等の施設の操作について市町村と管理協定や委託契約を締結している。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路冠水に対応するための排水ポンプは、7台(仮設を除く)が設置されており、そのほとんどは設置から10年以上が経過している。 浸水対策として、現在3箇所に雨水ポンプ場の整備を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路冠水に対応するための排水ポンプ1台あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設は排水ポンプの設置について、対応計画を作成し運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水排水は、旧気仙中学校付近を除き自然勾配により排水される。 設置されている排水ポンプ施設の運転管理は、委託し降雨時の対応を行っている。 高田ポンプ場には自家発電装置が設置してある。 	<ul style="list-style-type: none"> 鈴子地区ポンプ場のみ稼働している。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団に配備している自動車ポンプ、小型動力ポンプで対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水排水ポンプ場(3ヶ所)の操作マニュアルを作成している。 河川水門の操作方法の確認を水防団(消防団)と現地にて確認を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川水門など各施設の操作規則を定めている。 河川水門の操作方法の確認を水防団(消防団)と現地にて確認を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防系車両ポンプ、小型ポンプのみとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 水門、樋門、排水ポンプなど各種施設の維持管理及び操作を消防団等へ委託している。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防車両ポンプ、小型ポンプのみになっている。今後必要も含めて検討していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 水門、樋門、排水ポンプなど各種施設の維持管理及び操作を消防団へ委託している。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川水門等の維持管理及び操作を消防団へ委託している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【課題15】 庁舎が被災した場合の代替施設において非常用電源等が整備されていない。 大規模水害時には排水施設等の機能の低下、停止する懸念がある。

〇概ね5年で実施する取組

別紙-2

具体的取組	課題の対応	目標時期	盛岡地方 気象台	岩手 県	宮古 市	大船 渡市	久慈 市	陸前 高田 市	釜石 市	住田 町	大槌 町	山田 町	岩泉 町	田野 畑村	普代 村	野田 村	洋野 町	
1)ハード対策の主な取組																		
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策																		
・堤防整備、河道掘削等 ・河川の適切な維持管理(河道掘削、立ち木伐採)	課題1	継続実施		◎														
■河川管理施設の治水機能を正常に保ち、有効に活用する取組																		
・ダムなどの適切な維持管理や効果的な操作、樋門・樋管のフラップ化等の無動力化	課題1	継続実施		◎														
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																		
雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備の強化 (水位計・危機管理型水位計・水位監視カメラの増設等)	課題7、13	H29年度から 5年間		◎														
・住民への情報伝達体制の充実(防災行政無線戸別受信機、防災ラジオの配布等)	課題7	継続実施			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備・強化	課題14	継続実施		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・浸水域における防災拠点施設や排水施設の耐水性の確保・非常用電源の整備等	課題15	継続実施		○	◎	—	◎	○	—	—	◎	○	○	◎	○	◎	—	
2)ソフト対策の主な取組																		
①安全な避難行動のための取組																		
〇水害リスクに関する情報提供等の充実																		
・想定最大規模の降雨による水害リスクの公表(洪水浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域)	課題3	H29年度から 5年間		◎														
・水害リスクや避難に関する情報の住民周知(浸水実績図、ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等)	課題3、7	継続実施		◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○
・大規模な洪水災害に対応した避難場所、避難経路の設定や、避難誘導看板・洪水痕跡等の表示	課題2	H29年度から 順次実施			○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
・水位周知河川の指定拡大	課題7	H29年度から 5年間		◎														
・水害対応タイムラインの作成	課題6	H29年度から 順次実施		○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〇住民自らが避難行動を行うために必要な情報提供の充実																		
・洪水に関する各種情報(水位情報、避難情報等)の発信、避難勧告に係る住民への理解促進	課題5、7	継続実施		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・近年の局地化・集中化・激甚化する雨の降り方に対応した防災気象情報の提供	課題7	継続実施	◎															
②地域防災力を維持・継続・強化するための取組																		
OPDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携																		
・避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施	課題5、9	継続実施		◎	○	◎	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	
・要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成及び訓練の実施・促進	課題8	H29年度から 5年間		◎	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・隣接市町村との情報共有・連携(広域避難体制等)	課題2	H29年度から 順次実施			○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	—	◎	○	
〇正しい知識の周知・定着																		
・自主防災組織や地域住民を対象とした、水害リスクや防災に関する知識の普及(説明会、出前講座の実施等)	課題5、9	継続実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○
・教育関係者と連携した、児童・生徒等を対象とした防災に関する知識取得の強化(出前授業の実施、指導計画の共有等)	課題10	継続実施	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	
③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組																		
・水防団や地域住民への、洪水に対するリスクが高い箇所の実地確認(重要水防箇所合同巡視、共同点検等)	課題7、12	継続実施		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・水防体制の確保、強化を図る継続的な取組と新たな手法の導入 (水防団等の募集・指定の促進、地域の事業者による水防実施体制の検討・構築等)	課題4、11	継続実施			○	◎	◎	◎	—	○	◎	◎	○	◎	○	○	◎	
・より的確な人命と財産を守るための情報の積極的な提供(水防団等及び水防団等団士の連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町庁舎や災害拠点病院等の情報共有・伝達体制・伝達方法、排水機場・樋門・水門等の情報共有等)	課題12	継続実施			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
・関係機関が連携した一体的な実地訓練の実施(水防訓練、操作訓練、排水訓練)	課題9	継続実施		◎	◎	○	◎	◎	◎	—	○	◎	○	◎	○	○	◎	
・関係機関が有する水防資機材の情報共有	課題14	H29年度から 順次実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

◎:実施中、○:今後実施・検討、—:未定

河道掘削・立ち木伐採の実施河川

市町村	河川名
宮古市	閉伊川、近内川、長沢川、刈屋川、津軽石川等
大船渡市	盛川、甫嶺川等
久慈市	久慈川、鳥谷川、長内川、夏井川、小屋畑川、戸呂町川、遠別川、大沢田川等
陸前高田市	気仙川、矢作川等
釜石市	甲子川、鶴住居川等
住田町	気仙川、大股川等
大槌町	大槌川、小槌川
山田町	津軽石川、関口川等
岩泉町	小本川、大川、長内川、清水川、安家川等
田野畑村	普代川、明戸川、川平川、松前川等
普代村	茂市川等
野田村	明内川、泉沢川等
洋野町	有家川、高家川等

※ 河道の堆積状況等を踏まえて実施河川は適宜変更を行うもの。

水位周知河川指定5ヶ年計画

年次	指定河川	
H29	2 河川	小本川（岩泉町）、安家川（岩泉町）
H30	13 河川	稗貫川（花巻市）、千厩川（一関市）、大川（一関市）、 松川（八幡平市）、胆沢川（奥州市）、諸葛川（滝沢市、盛岡市）、 雫石川（雫石町）、馬淵川（葛巻町）、北上川（岩手町）、 和賀川（西和賀町）、閉伊川（宮古市）、普代川（普代村）、 宇部川（野田村、久慈市）
H31	2 河川	岩崎川（紫波町、矢巾町）、人首川（奥州市）
H32	3 河川	小本川（岩泉町）、安家川（岩泉町）、小烏瀬川（遠野市）、
H33		刈屋川（宮古市）、長沢川（宮古市）
合計	20 河川	

※ H32、H33 に予定の小本川及び安家川は河川改修事業完了後に基準水位等の見直しを行うもの。

※ 年次計画は予算の状況等により変更があるもの。

水位計設置 5 ヶ年計画

年次	水位計設置河川	
H29	1 河川	小本川（岩泉町）
H30	4 河川	刈屋川（宮古市）、長沢川（宮古市）、久慈川（久慈市）、葛根田川（雫石町）
H31	3 河川	浦浜川（大船渡市）、普代川（田野畑村）、大野川（洋野町）、
H32	3 河川	田代川（宮古市）、川尻川（洋野町）、大川（岩泉町）
H33		
合計	11 河川	

※ 年次計画は予算等の状況により変更があるもの。

※ H33 は、H34 以降の水位周知河川の指定計画を踏まえて水位計設置個所を決定するもの。

洪水浸水想定区域指定 5 ヶ年計画

		指定河川
H29	15 河川	築川（盛岡市）、北上川（盛岡市）、松川（盛岡市）、猿ヶ石川（遠野市）、早瀬川（遠野市）、夏川（一関市）、砂鉄川（一関市）、曾慶川（一関市）、猿沢川（一関市）、衣川（奥州市、平泉町）、馬淵川（二戸市、一戸町）、安比川（二戸市、八幡平市）、気仙川（陸前高田市、住田町）、大股川（住田町）、小本川（岩泉町）
H30	4 河川	雪谷川（軽米町）、瀬月内川（九戸村）、甲子川（釜石市）、鵜住居川（釜石市）
H31	4 河川	盛川（大船渡市）、閉伊川（宮古市）、矢作川（陸前高田市）、津軽石川（宮古市、山田町）、
H32	4 河川	安家川（岩泉町）久慈川（久慈市）、夏井川（久慈市）、長内川（久慈市）
H33	3 河川	大槌川（大槌町）、小槌川（大槌町）、関口川（山田町）、 <u>小本川（岩泉町）</u>
合計	30 河川	

※ H33 予定の小本川は河川改修事業完了後に洪水浸水想定区域の見直しを行うもの。

※ 年次計画は予算の状況等により変更があるもの。

【参考資料】

緊急行動計画			「水防災意識再構築ビジョン」に基づく三陸圏域の減災に係る取組方針			
実施する取組	取組番号	対象となる取組	取組番号	対象となる取組	取組番号	対象となる取組
施策番号	キーワード	実施する施策 具体的な内容				
(1) 大規模氾濫協議会の実施						
大規模氾濫協議会の実施						
【1】	—	大規模氾濫減災協議会の設置	—			
		平成30年出水期まで法定協議会に移行	—			
		毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップ	—	フォローアップ欄に明記		
(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組						
① 情報伝達避難伝達に係る事項						
【2】	ホットライン	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)				
		ホットラインを構築	—	ホットライン構築済		
		出水期前に連絡体制を確認	—			
【3】	水害対応タイムライン	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認				
		水害対応タイムライン作成	4-5	・水害タイムラインの導入等		
		避難訓練実施	6-2	避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施・促進		
		水害対応タイムラインの確認・見直し	—			
【4】	水位周知河川	水害危険性の周知促進(県)				
		洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して「地域の取組方針」に取りまとめ	4-4	・水位周知河川の指定拡大		
【5】	ICT	ICTを活用した洪水情報の提供	3-1	・雨量、水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備の強化(水位計・危機管理型水位計・水位監視カメラの増設等)	4-6	・洪水に関する各種情報(水位情報、避難情報等)の発信、避難勧告に係る住民への理解促進
【6】	広域避難	隣接市町における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等				
		避難場所及び避難経路の検討	4-3	・大規模な洪水災害に対応した避難場所、避難経路の設定(広域避難を含む)や、避難誘導看板・洪水痕跡等の表示	5-3	・隣接市町村との情報共有・連携(広域避難体制等)
		国管理河川における先事例の周知など技術的な支援を実施	—			
【7】	要配慮者利用施設、避難計画、避難訓練	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施				
		避難確保計画の作成	5-2	・要配慮者利用施設等の避難計画の作成及び訓練の実施・促進		
		避難確保計画に基づく訓練の実施	5-2	・要配慮者利用施設等の避難計画の作成及び訓練の実施・促進		
② 平時からの住民への周知・教育・訓練に関する事項						
【8】	想定最大規模、浸水想定区域図	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	4-1	・想定最大規模の降雨による水害リスクの公表(洪水浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域)		
【9】	水害ハザードマップ	水害ハザードマップの改良、周知、活用				
		水害ハザードマップの作成、周知	4-2	・水害リスクや避難に関する情報の住民周知(浸水実績図、ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等)		
		水害ハザードマップの訓練等への活用検討	5-1	・避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施		
【10】	浸水実績	浸水実績等の周知				
		浸水実績等に関する情報を共有し、住民等に周知	4-1	・想定最大規模の降雨による水害リスクの公表(洪水浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域)	4-2	・水害リスクや避難に関する情報の住民周知(浸水実績図、ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等)
【11】	防災教育、指導計画	防災教育の促進				
		国の支援により作成した指導計画をすべての学校に共有	5-5	・教育関係者と連携した、児童・生徒等を対象とした防災に関する知識取得の強化(出前授業の実施、指導計画の共有等)		
③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項						
【12】	危機管理型水位計、河川監視用カメラ	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	3-1	・雨量、水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備の強化(水位計・危機管理型水位計・水位監視カメラの増設等)		
【13】	危機管理型ハード対策	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	—			
【14】	河川防災ステーション	河川防災ステーションの整備	—			

緊急行動計画

「水防災意識再構築ビジョン」に基づく三陸圏域の減災に係る取組方針

実施する取組			取組番号	対象となる取組	取組番号	対象となる取組	取組番号	対象となる取組
施策番号	キーワード	実施する施策 具体的な内容						
(3) 的確な水防活動のための取組								
① 水防体制強化に関する事項								
【15】	重要水防箇所、水防資機材	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 重要水防箇所や水防資機材等について、河川管理者と水防活動に関わる関係者が共同して点検	6-1	・水防団や地域住民への、洪水に対するリスクが高い箇所の確実な伝達（重要水防箇所合同巡視、点検）	6-5	・関係機関が有する水防資機材の情報共有		
【16】	水防団確保	水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組) 水防団員の確保等参画を促す広報の進め方について検討、実施	6-2	・水防体制の確保、強化を図る継続的な取組と新たな手法の導入（水防団等の募集・指定の促進、地域の事業者による水防実施体制の検討・構築等）				
【17】	水防訓練	水防訓練の充実 住民参加により、実践的な水防訓練の検討、調整をして実施	5-1	・避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施	5-4	・自主防災組織や地域住民を対象とした、水害リスクや防災に関する知識の普及（説明会、出前講座の実施等）	6-4	・関係機関が連携した一体的な実働訓練の実施（水防訓練、操作訓練、排水訓練）
【18】	水防団連携	水防団間での連携、協力に関する検討 大規模な氾濫に対して、広域的、効率的な水防活動実施に向け、関係者の協力内容等について検討・調整	6-3	・よりの確な人命と財産を守るための情報の積極的な提供（水防団等及び水防団等同士の間での連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報共有・伝達体制・伝達方法、排水機場・樋門・水門等の情報共有等）				
② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防推進に関する事項								
【19】	情報伝達	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報共有、情報伝達体制・方法について検討	6-3	・よりの確な人命と財産を守るための情報の積極的な提供（水防団等及び水防団等同士の間での連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報共有・伝達体制・伝達方法、排水機場・樋門・水門等の情報共有等）				
【20】	機能確保	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電の整備) 浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報共有、耐水化・非常用電源等の対策を施設管理者で実施し、状況を共有	3-4	・浸水域における防災拠点施設や排水施設の耐水性の確保・非常用電源の整備等				
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組								
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組								
【21】	排水施設・資機材の情報共有、排水施設整備、排水計画	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 水害リスク情報の共有、現況施設・機材の情報共有 国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施	3-3	よりの確な水防活動に資するための情報の積極的な提供（水防団等及び水防団等同士の間での連絡体制の再確認、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の情報共有・伝達体制・伝達方法、排水機場・樋門・水門等の情報共有等）				
			-	・国が保有する機材等の支援依頼の方法等について情報共有を図る				
【22】	浸水被害軽減地区	浸水被害軽減地区の指定 複数市町に影響がある浸水被害軽減地区の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有・連携して指定に取り組む	-					

緊急行動計画			「水防災意識再構築ビジョン」に基づく三陸圏域の減災に係る取組方針			
実施する取組			取組番号	対象となる取組	取組番号	対象となる取組
施策番号	キーワード	実施する施策 具体的な内容				
(5) 河川管理施設整備等に関する事項						
河川管理施設整備等に関する事項						
【23】	洪水氾濫を未然に防ぐ対策	堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	1-1	・堤防整備、河道掘削等	2-1	・河川の適切な維持管理(河道掘削、立ち木伐採)
【24】	危機管理型ハード対策	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	-			
【25】	ダム再生	ダム再生の推進	-			
【26】	フラップ化等の無動力化、自動化、遠隔操作化	樋門・樋管などの施設の確実な運用体制の確保	2-1	・ダムの適切な維持管理や効果的な操作、樋門・樋管のフラップ化等の無動力化、水門等の自動化・遠隔操作化		
【27】	河川管理の高度化の検討	開発したドローンについて平成29年度内に都道府県へ情報提供	-			
(6) 減災防災に関する国の支援						
減災防災に関する国の支援						
【28】	防災安全交付金	水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	-			
【29】	代行	代行制度による都道府県に対する技術支援	-			
【30】	災害危険区域	適切な土地利用の促進				
		市町村のまちづくり担当部局等へ水害リスク情報の提供	4-1	・想定最大規模の降雨による水害リスクの公表(洪水浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域)		
		災害危険区域指定に係る事例集を関係部局と作成して地方公共団体へ周知	-			
		不動産関連事業者に対して水害リスク情報等の最新情報を研修会等で説明	-			
【31】	人材育成プログラム、TEC-FORCE	災害時及び災害復旧に対する支援				
		初動対応から復旧に至る総合マネジメントできる人材育成プログラムを作成し、研修・訓練を整備局等で実施	-			
		TEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体へ情報提供	-			
【32】	DiMAPS	災害情報の地方公共団体との共有体制強化				
		DiMAPSの利用促進に向けて県に対する説明実施、災害情報共有を強化	-			
(その他) 緊急行動避難計画に分類しない取組						
緊急行動避難計画に分類しない取組						
-		-	3-2	住民への情報伝達体制の充実(防災行政無線戸別受信機、防災ラジオの配布等)		
-		-	4-7	近年の局地化・集中化・激甚化する雨の降り方に対応した防災気象情報の提供		

三陸圏域洪水減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、三陸圏域洪水減災対策協議会(以下「協議会」と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、平成28年8月台風第10号により岩泉町の小本川等において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

- 2 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動・排水活動の連携及び地域防災力の維持・継承を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
- 4 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 その他、洪水減災対策に関して必要な事項

(幹事会)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
- 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、岩手県県土整備部河川課が行う。

(附則)

本規約は、平成29年5月24日から施行する。

三陸圏域洪水減災対策協議会

- (構成員)
- 宮古市長
 - 大船渡市長
 - 久慈市長
 - 陸前高田市長
 - 釜石市長
 - 住田町長
 - 大槌町長
 - 山田町長
 - 岩泉町長
 - 田野畑村長
 - 普代村長
 - 野田村長
 - 洋野町長
 - 気象庁 盛岡地方気象台長
 - 岩手県 総務部長
 - 岩手県 県土整備部長
 - 岩手県 沿岸広域振興局土木部長
 - 岩手県 沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター所長
 - 岩手県 沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター副所長
 - 岩手県 沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター所長
 - 岩手県 県北広域振興局土木部長
- (アドバイザー) 国土交通省東北地方整備局
- (事務局) 岩手県 県土整備部 河川課

三陸圏域洪水減災対策幹事会

(構成員)	宮古市	危機管理監 危機管理課長 都市整備部 建設課長
	大船渡市	都市整備部 建設課長
	久慈市	総務部 消防防災課長
	陸前高田市	防災局 防災課長
	釜石市	危機管理監 防災危機管理課長
	住田町	総務課長
	大槌町	総務部 危機管理室長
	山田町	総務課長
	岩泉町	総務課長
	田野畑村	総務課長
	普代村	総務課長
	野田村	総務課長
		地域整備課長
	洋野町	総務課長 水産商工課長
	気象庁	盛岡地方气象台 防災管理官
	岩手県	総務部 総合防災室 防災危機管理担当課長
	岩手県	県土整備部 河川課 河川海岸担当課長
	岩手県	沿岸広域振興局土木部 河川港湾課長
	岩手県	沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター 河川港湾課長
	岩手県	沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター 河川港湾課長
	岩手県	沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター 河川港湾課長
	岩手県	県北広域振興局土木部 河川港湾課長
	岩手県	県北広域振興局土木部 滝ダム管理事務所長
(事務局)	岩手県	県土整備部 河川課